

墓地改葬許可申請について

改葬とは、今まで埋葬（納骨）していた墓地（納骨堂）から、別の墓地（納骨堂）に移すことをいいます。申請書には両方の墓地名（納骨堂名）を必ず記入してください。

遺骨の一部を分けて別々にお祭りする場合は分骨といいます。改葬許可申請とは別の手続きになりますので、お間違えのないようにしてください。

1. 申請書に必要事項を記入、「申請者」欄に署名捺印する。

※ 申請者は、改葬先のお墓をお祭りする方になります。

2. 現在埋葬（納骨）している墓地（納骨堂）の管理者に埋葬（納骨）の証明をもらう。

（申請書中に証明者署名捺印欄があります。）

※ 管理者がいない場合には、証明できる方（仏教の場合はお寺の住職さんなど）にお願いしてください。

3. 市役所で許可をもらう。（手数料はかかりません。）

※ 担当は、五島市役所生活環境課環境班になりますが、各支所及び出張所でも対応いたします。

注 意

○ 記入漏れがないようにしてください。記入漏れがあると許可できません。分からない事項があれば「不明」と記入してください。

※ 改葬年月日は、現在埋葬（納骨）している墓地から遺骨を掘り起こす日のことですが、改葬年月日が決まっていない場合でも、必ず記入してください。（予定でかまいません。）

○ 改葬する遺骨すべてについて記入してください。

※ 1枚の申請書では5名までしか記入できませんので、5名を超える場合は申請書を別にして申請してください。（墓地管理者の証明及び申請者の印鑑はそれぞれに必要です。）

許可をもらったら、許可書を持ってお骨を掘りおこします。新しいお墓（納骨堂）に埋葬（納骨）したら、墓地（納骨堂）の管理者に許可書を渡してください。

分からないことがありましたら、五島市役所生活環境課環境班までお電話下さい。

TEL 0959-72-6116